平成３０年（フ）第１９３号
広島市西区井口鈴が台１丁目１番８―203号
債務者　大塚美由紀
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１３号
広島県東広島市西条町御薗宇6803番地
債務者　下田　光司
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１４号
広島県東広島市西条町御薗宇6803番地
債務者　下田　章子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５２号
広島県福山市瀬戸町大字長和244番地　ロイヤルハイム瀬戸Ｂ102
債務者　西岡　愛美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第５４号
広島県福山市新涯町１丁目17番25―105号
債務者　上原　　光
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第５９号
広島県福山市東陽台１丁目６番23号
債務者　村越　了三
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第３９号
山口県下関市古屋町１丁目18番30号
債務者　松永　竜一
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
愛媛県西条市小松町妙口甲1619番地７
債務者　南部　吉信
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第３４号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地３棟325号
債務者　竹川　哲也
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第３５号
福岡県飯塚市相田240番地40　青柳コーポ203
債務者　園田　徳則
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第３６号
福岡県飯塚市相田240番地40　青柳コーポ203
債務者　芦田さだ子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１４号
熊本県八代市麦島東町11号16番地、前住所熊本県八代市福正町724番地１（５）
債務者　髙尾　浩一
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成３０年（フ）第１６号
宮崎市大字田吉5506番地　田吉アパート101号
債務者　吉田　一彦
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第９７号
鹿児島県鹿児島市冷水町１番77号
債務者　緒方　謙二
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１１７号
鹿児島県鹿児島市冷水町１番80号　ＭＡＩＳＯＮビラメール301号
債務者　安田　千迦
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第３４号
鹿児島県姶良市大山57番地２
債務者　山内佐知子（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
福島県郡山市台新１丁目11番33号　三瓶貸家１号
債務者　椎名　光衛
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係